

とう しん しよ
答 申 書

へいせい 27 ねん 12 がつ にち
平成 27 年 12 月 日

きょうとしちょう もん かわ だい さく さま
京都市長 門 川 大 作 様

きょうとししょうがいしゃし さくすいしんしんぎかい
京都市障害者施策推進審議会
かい なが か ふじ ひろし し
会 長 加 藤 博 史

へいせい 27 ねん 8 がつ 6 にち づけほしょうだい 250 ごう しもん
平成 27 年 8 月 6 日付け保障第 250 号をもって諮問のありました、障害者
さべつかいしょうほう い か ほう もとづくきょうとし たいおうようりょう しんぎ
差別解消法（以下「法」という。）に基づく京都市の対応要領について、審議し
けっか べっし しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かんするきょうとしたいおうようりょう
た結果、別紙 1 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する京都市対応要領
(あん) 」のとおり取りまとめましたので、とうしん
答申します。

ふ き じ こう
付記事項

1 たいおうようりょう あん とくしよく
1 対応要領 (案) の特色

この対応要領 (案) には、つぎ とくしよく かんが
次のような特色があると考 えている。

- (1) ちほうこうえいきぎょうおよび しせつりつ ちほうどくりつぎょうせいほうじん ふくめたぜんちょう たいしょう
地方公営企業及び市設立の地方独立行政法人も含めた全庁を対象とした
こと。
- (2) しよくいん しよくむじょう ふくむじょう ししん かくきよく など とりくみ
職員の職務上、服務上の指針とするだけでなく、各局区等による取組の
ししん いちづけた
指針としても位置付けたこと。
- (3) ほうだい5じょう きてい かんきょう せいび どくりつ こうもく もうける
法第 5 条に規定する「環境の整備」について独立した項目を設けるととも
に、「みやこユニバーサルデザイン」のとりくみ ふまえ すいしん
取組を踏まえ、これを推進すること
としたこと。
- (4) しんぎ あたり かんけいだんたい たいするこべつ ひありんぐ など じっし しょうがいしゃ
審議するに当たり、関係団体に対する個別のヒアリング等を実施し、障害者
およびかぞく いけん おおくはんえい
及び家族の意見を多く反映させたこと。

2 付帯意見

今後、京都市において対応要領を策定し、障害を理由とする差別の解消に向けた取組を進められるに当たり、次のことに留意されたい。

- (1) 対応要領を基とした合理的配慮の実施をはじめとする各取組については、実際の行動として具体化し、庁内に定着させることが重要であること。
- (2) 法の趣旨及び対応要領の内容等について、個々の職員への周知・浸透が不可欠であること。
- (3) 不当な差別的取扱い及び合理的配慮の具体例を示す「事例集」については、当審議会における審議の過程で関係団体に対して行ったヒアリングの結果等も踏まえ、対応要領の策定と併せて確実に作成する必要があること。
- (4) 対応要領及び事例集を策定した際は、法第10条第3項の規定により公表すべきであること。
- (5) 障害を理由とする差別の解消と共生社会の実現に向け、京都市が対応要領の内容を率先して実践することにより事業者等に対する範を示すとともに、事業者及び市民に対する啓発活動にも積極的に取り組む必要があること。
- (6) 対応要領及び事例集を策定した後も、その内容及び取組状況を継続的に点検し、適時、必要な見直しをすべきであること。

3 参考

(1) 審議経過

平成27年	8月	6日	第1回審議会	(市長から諮問)
	10月	30日	第2回審議会	
	12月	17日	第3回審議会	(答申案について審議)
	12月	〇〇日	答申	

(2) 諮問書

別紙2のとおり

(3) 委員名簿

別紙3のとおり

しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かんする
障 害を理由とする差別の解 消の推進に関する
きょうとしたいおうようりょう
京都市対応要 領 (案)

へいせい 2 7 ね ん 1 2 が つ にち
平成27年12月 日

きょうとししょうがいしゃしさくすいしんしんぎかい
京都市障害者施策推進審議会

わたしたち しょうがい
私たちは、障 害のあるひともないひとも、すべてのひとがちがい みとめあい
つながりを持ち、も ち ささえあう すいしん
つながりを持ち、支え合うまちづくりを推進します。

保障第250号
平成27年8月6日

京都市障害者施策推進審議会
会長 加藤 博 史 様

京都市長 門 川 大 作

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する京都市対応要領
(仮称)」について (諮問) (案)

標記の件について、下記のとおり諮問しますので、御審議を賜り、平成27年
12月を目途に答申いただきますようお願い申し上げます。

記

(諮問事項)

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する京都市対応要領 (仮称)」について

(諮問理由)

平成25年6月に制定された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する
法律」(以下「法」という。)が、平成28年4月から施行されます。

これに伴い、京都市においても、事務事業を行うに当たり、障害者の権利利益
を侵害することのないよう、法第7条の規定により、障害を理由とする「不当な
差別的取扱い」の禁止及び「合理的配慮」の提供が義務付けられます。

つきましては、これに適切に対応するため、法の施行までに、法第10条及び
附則第4条の規定に基づき、別添の枠組みのとおり本市の対応要領を策定したい
と考えておりますので、貴審議会の御意見をいただきたく、諮問するものです。

「^{しょうがい}障^{りゆう}害を理由とする^{さべつ}差別の^{かいしょう}解消の^{すいしん}推進に関する^{かん}京都市^{きやうとし}対^{きやうとし}応^{たい}要^{きやうとし}領^{きやうとし}（^{かしやう}仮称）」
^{わくぐ}の枠組^みみ

はじめに

- ^{はいけい}背景・^{くに}国^{どうこう}の動向
- ^{ほんし}本市の^{しせい}姿勢

1 趣旨

- ^{たいきやうしやう}対^{きやうとし}応^{きやうとし}要^{きやうとし}領^{きやうとし}の^{さくてい}策定理由^{およ}及び^{たい}対^{きやうとし}象^{きやうとし}範^{きやうとし}圍^{きやうとし}
- ^{たいきやうしやう}対^{きやうとし}応^{きやうとし}要^{きやうとし}領^{きやうとし}の^い位置^ち付^づけ

2 障 害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮

- ^{たいしやう}対^{きやうとし}象^{きやうとし}となる^{しょうがい}障^{りゆう}害^{ふとう}者^{さべつてきとりあつかい}
- ^{ふとう}不当な^{さべつてきとりあつかい}差^{きんし}別^{きほんてき}的^{かんがえかた}取^{せいとう}扱^{りゆう}い^{はんだん}の^{してん}禁^{してん}止^{してん}（^{きんし}基^{きほんてき}本^{かんがえかた}的^{かんがえかた}な^{かんがえかた}考^{かんがえかた}え^{かんがえかた}方^{かんがえかた}，^{かんがえかた}正^{かんがえかた}当^{かんがえかた}な^{かんがえかた}理^{かんがえかた}由^{かんがえかた}の^{かんがえかた}判^{かんがえかた}断^{かんがえかた}の^{かんがえかた}視^{かんがえかた}点^{かんがえかた}）
- ^{ごうりてきはいりよ}合^{ていきやう}理^{きほんてき}的^{かんがえかた}配^{かんがえかた}慮^{かんがえかた}の^{かんがえかた}提^{かんがえかた}供^{かんがえかた}（^{かんがえかた}基^{かんがえかた}本^{かんがえかた}的^{かんがえかた}な^{かんがえかた}考^{かんがえかた}え^{かんがえかた}方^{かんがえかた}，^{かんがえかた}過^{かんがえかた}重^{かんがえかた}な^{かんがえかた}負^{かんがえかた}担^{かんがえかた}の^{かんがえかた}考^{かんがえかた}え^{かんがえかた}方^{かんがえかた}）

3 環 境の整備

- ^{ほう}法^{しゅし}の趣旨
- ^{ほんし}本市の^{すすめかた}進^{すすめかた}め^{すすめかた}方^{すすめかた}

4 相 談等の体制，取組の推進体制

- ^{しょうがい}障^{りゆう}害を理由とする^{さべつ}差別に関する^{かん}相^{かん}談^{かん}等^{かん}の^{たいせい}体^{たいせい}制^{たいせい}
- ^{しょうがい}障^{りゆう}害を理由とする^{さべつ}差別の^{かいしょう}解^む消^けに^む向^むけ^むた^む取^む組^むの^{すいしん}推^{すいしん}進^{すいしん}体^{すいしん}制^{すいしん}

5 職 員の研修・啓発

- ^{けんしゅう}研^{けんしゅう}修^{けんしゅう}等^{けんしゅう}の^{じっし}実^む施^けに^む向^むけ^むた^む姿^{しせい}勢^{しせい}
- ^{ぐたいてき}具^{とくみ}体^{とくみ}的^{とくみ}な^{とくみ}取^{とくみ}組^{とくみ}

6 見直し等

きょうとししょうがいしゃしさくすいしんしんぎかい めいぼ（けいしやうりやく）
京都市障害者施策推進審議会 名簿（敬称略）

べっし
別紙3

へいせい ねん がつ
平成27年12月

しめい 氏名	しよぞくだんたいどう 所属団体等
あさだ まさゆき 浅田 将之	きょうとしきよたくかいごなどじぎょうれんらくきょうぎかいりじ・じむきょくちよう 京都市居宅介護等事業連絡協議会理事・事務局長
いけだ ゆ み こ 池田 由美子	とくていひえいりかつどうほうじん きょうとなんびようれんりじ 特定非営利活動法人 京都難病連理事
いのうえ けんいち 井上 賢一	きょうとしみんせいじどういんれんめいりじ 京都市民生児童委員連盟理事
いわい ひろし 岩井 浩	きょうとじんぞうびやかんじやきょうぎかいじむきょくちよう 京都腎臓病患者協議会事務局長
うえの ひろゆき 上野 光歩	きょうとせいしんしんけいかしんりょうじょきょうかいりじ 京都精神神経科診療所協会理事
おか ち え こ 岡 千栄子	きょうとしりつそうごうしえんがっこうPTAれんらくきょうぎかいがいちよう 京都市立総合支援学校PTA連絡協議会会長
お か み ち こ 岡 美智子	きょうとふじへいししょうきょうかいふくかいちよう 京都府自閉症協会副会長
おかもと あきらあ 岡本 晃明	かぶしきかいしゃきょうとしんぶんしやほうどうぶちようだいり 株式会社京都新聞社報道部長代理
かとう ひろし 加藤 博史	りゅうこくだいがくたんきだいがくぶきょうじゅ 龍谷大学短期大学部教授
かみむら けいこ 上村 啓子	きょうとせいしんほけん ふくししせ つきょうぎかいじむきょくちよう 京都精神保健福祉施設協議会事務局長
きりはら なおゆき 桐原 尚之	しみんどうじしやいいん 市民当事者委員
こいずみ ひろこ 小泉 浩子	にほんじりつせいかつせんたーじりつしえんじぎょうしよちよう 日本自立生活センター自立支援事業所長
さ さ き かずこ 佐々木 和子	きょうとだうんしよじをそだてるおやのかい（とらいあんぐる）こもん 京都ダウン症児を育てる親の会（トライアングル）顧問
しば あきこ 芝 明子	しみんどうじしやいいん 市民当事者委員
すがわら けいこ 菅原 敬子	しみんこうほいいん 市民公募委員
たかやま せいき 高山 正紀	きょうとしちようかくしやうがいしやきょうかいふくかいちよう ふくしたいさくぶちよう けんしよく 京都市聴覚障害者協会副会長・福祉対策部長（兼職）
たけだ あきこ 竹田 明子	いっばんしやだんほうじん きょうとせいしん か びやういせうかい う じ びやういせいしんかいちよう 一般社団法人 京都精神科病院協会（宇治おうばく病院精神科医長）
たにぐち あけひろ 谷口 明広	あいちしゅくとくだいがくきょうじゅ 愛知淑徳大学教授
たにむら としゆき 谷村 敏幸	いっばんしやだんほうじん きょうととて いくせいかいり じ 一般社団法人 京都手をつなぐ育成会理事
でぐち えいじ 出口 栄二	とくていひ え い りかつどうほうじん こうじのうきのうしやうがいしえん かいふくりじちよう 特定非営利活動法人 高次脳機能障害支援 つくしの会副理事長
てらだ れい 寺田 玲	しやかいふくしほうじん きょうとししやかいふくしきょうぎかいじむきょくじちよう 社会福祉法人 京都市社会福祉協議会事務局次長
てらまえ あいこ 寺前 愛子	きょうとべんご し かい 京都弁護士会
とだ のりこ 戸田 則子	きょうとしょうがいしやしゅうぎょう・せいかつしえんせんたーしよちよう 京都障害者就業・生活支援センター所長
なかにし まさや 中西 昌哉	きょうとちてきしやうがいしやふくししせ つきょうぎかいふくかいちよう 京都知的障害者福祉施設協議会副会長
にしざわ しやうぞう 西澤 昭造	とくていひ え い りかつどう きょうとししたいしやうがいしやきょうかいふくりじちよう 特定非営利活動法人 京都市肢体障害者協会副理事長
ひらた ぎ 平田 義	きょうとししやうがいしやち いきせいかつし えん れんらくきょうぎかいり じ 京都市障害者地域生活支援センター連絡協議会理事
ふじわら けんじ 藤原 健司	こうえきしやだんほうじん きょうとふしかくしやうがいしやきょうかいり じ 公益社団法人 京都府視覚障害者協会理事
古川 末子	こうえきしやだんほうじん きょうとししんたいしやうがいじしやふぼのかいれんごうかいふくかいちよう 公益社団法人 京都市身体障害児者父母の会連合会副会長
みうら まさこ 三浦 晶子	いっばんしやだんほうじん きょうとふいし かいり じ 一般社団法人 京都府医師会理事
むらい ふみえ 村井 文枝	きょうと し ぶ ふくそしきいいんちよう きょうとされん京都支部副組織委員長
むらた けいこ 村田 恵子	とくていひ え い りかつどうほうじん きょうとけいぜいそんしやれんらくかいちよう 特定非営利活動法人 京都頸髄損傷者連絡会会長
もりた み ち よ 森田 美千代	きょうとしやうがいしや しんこうかいふくかいちよう 京都障害者スポーツ振興会副会長
やまね としげ 山根 俊茂	とくていひ え い りかつどうほうじん きょうとしちゅうとしつちよう・なんちやうしやきょうかいふくりじちよう 特定非営利活動法人 京都市中途失聴・難聴者協会副理事長
よしむら やすたか 吉村 安隆	こうえきしやだんほうじん きょうとせいしんほけんふくしすいしんかぞくかいれんごうかいせいさく しやうがい ぶかいたんとう 公益社団法人 京都精神保健福祉推進家族会連合会政策（渉外）部会担当

（ごじゅうおんじゆん）
（五十音順）